

関市環境審議会の会議の傍聴に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、関市環境審議会規則（平成12年6月28日関市規則第33号）第7条の規定に基づき、関市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に係る会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不適當と認める者

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における言論に対して拍手又は言語をもって可否を表明しないこと。
- (4) 私語、談笑その他会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (5) その他会長の指示に従うこと。

(退場命令)

第5条 会長は、傍聴人がこの要項に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(委任)

第6条 この要項に掲げるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議等に諮って定める。

附 則

この要項は、平成25年11月26日から施行する。